

集合狂犬病予防注射 を実施します

犬を飼っている方は、毎年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務づけられています。今回の集合注射の機会を利用して、予防注射を受けるようにしましょう。

対象となる犬 *生後90日（3か月）を経過した犬

*小川町で登録済の犬

*生後、登録をしていない犬

費用 登録済の犬：1頭3,300円

新規登録犬：1頭6,300円

*転入された方で、従前住所地で飼い犬の登録をしていた方は、交付済の鑑札をご持参のうえ、事前に環境保全課で変更登録の手続きを済ませてください。注射会場では手続きできません。

飼い主の皆さんにお願い

*たいへん混み合いますので、支払いの際はおつりのないようにお願いします。

*会場は管理者のご理解をいただき借用しています。ふんの後始末は飼い主の責任で必ず行ってください。また、引き綱を短く持つ等、事故の防止にご協力ください。

登録内容の変更について 登録されている犬に次のような変更が生じた時は届出してください。

(1) 死亡した時

(2) 譲渡等により、犬の所有者が変わった時

(3) 転居等により、飼い主の住所が変わった時

海外に犬等を連れて行く方へのお願い

動物輸入検疫制度により、海外（狂犬病の発生が報告されている地域）から帰国させる犬等については、事前にマイクロチップの装着が必要となります。旅行等予定のある方は、必ず事前にご相談ください。

問合せ 農林水産省動物検疫所 ☎ 045-751-5921

各種町税・保険料等の納付書の様式を変更しました

今年2月、町が発行する各種納税通知書等の様式を変更しました。なお、すでに発行した納付書等については、そのままご利用いただけます。

新制度や法改正によるIT経費の増大と、複雑化・多様化する行政業務に対して、費用の削減とクラウド技術の活用、災害対策や住民サービス向上を図るため、小川町は県内18町村で推進する埼玉県町村情報システム共同化事業に参加しています。この共同化事業の新情報システムが2月に本稼働したため、様式が変更となりました。

問合せ 政策推進課 政策推進グループ ☎ ④ 214-222

問合せ 環境保全課環境保全担当 ☎ ④ 165



国保マスコット
健康まもるくん



小川町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方へ

保養施設をご利用ください！

皆さんの健康保持と増進のため、ホテル・旅館等の契約保養施設の宿泊利用に対して、助成を行っています。詳細は町民生活課で配布しているパンフレット・申込書でご確認ください。町HPからもダウンロードできます。

*予算を超える申請があった場合は受付を終了することがあります。

対象 小川町国民健康保険または小川町で後期高齢者医療制度に加入している方（宿泊日現在）

助成額 1人1泊あたり大人2,000円・小人（小学生まで）1,000円（年度内1人2泊まで）

注意事項 *保険税（料）の納付が遅れている（世帯の）方は、利用できません。

*申込書の様式が変更になりました。

問合せ 町民生活課 国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 ☎ ④ 147～149

詳細は
パンフレットで

国民健康保険の届出をお忘れなく！

退職や就職に伴う健康保険の切り替え手続きは、会社等と役場の両方への届出が必要です。国保の加入日は、会社等の健康保険の資格喪失日まで遡ります。届出が遅れると、加入月に遡って保険税を納めることになりますので、一度に多額の負担をお願いすることになります。

また、国保の脱退日も、会社等の健康保険の資格取得日まで遡ります。届出が遅れると、国保でかかった医療費を後で返還しなければならなくなることがあります。保険税も知らずに二重に納めてしまうこともあります。忘れずに届出をしてください。

国保の届出は、会社等の健康保険の資格喪失（取得）日から14日以内にお願いします。



国保	例えこんな時	手 続 き
加入する時	<ul style="list-style-type: none"> ◆会社等を退職した時 ◆健康保険の任意継続が終了した時 ◆健康保険の被扶養者でなくなった時 	<p>①事業所・健康保険組合等から「健康保険資格喪失証明書（連絡票）」の交付を受ける。 ※雇用保険の書類や退職証明書とは異なります。 （協会けんばだった方は、年金事務所から「健康保険資格喪失確認通知書」の交付を受けてもよい。）</p> <p>②小川町役場（国民健康保険担当）で国保の加入届を行う。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の資格喪失日が確認できるもの（上記①の書類） ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など顔写真付きで公的機関発行のもの） ・印鑑（認印） ・年金手帳（60歳未満の方）
脱退する時	<ul style="list-style-type: none"> ◆会社等に就職した時 ◆健康保険の被扶養者になった時 	<p>①事業所・健康保険組合等から「健康保険被保険者証（保険証）」の交付を受ける。</p> <p>②小川町役場（国民健康保険担当）で国保の喪失届を行う。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社等の保険証と国保の保険証（両方とも）※ご家族の保険証も忘れずに ・印鑑（認印）

*届出を別世帯の家族等に依頼する場合は「委任状」も必要です。

問合せ 町民生活課 国民健康保険担当 ☎ ④ 147～149